

みどり投資促進税制等のご案内

- 1** 堆肥などの化学肥料・化学農薬の代替となる生産資材を製造する施設・設備を導入した場合に、導入当初の税負担を軽減できます（法人税・所得税の特別償却）

対象者 化学肥料又は化学農薬の代替となる生産資材を広域的に供給する事業者

* みどりの食料システム法に基づく実施計画の認定を受ける必要があります（裏面参照）。

対象設備等 • 化学肥料又は化学農薬に代替する生産資材を製造する専門の機械・装置、器具・備品
• 計画認定以降、令和8年3月31日までに導入したもの

< 対象設備のイメージ >

バイオコンポスター
(食品残さの堆肥化)



ペレット化装置



☆ 対象設備と一体的に整備した建物等も特別償却の対象になります。

➡ 特別償却のイメージ、手続きについては裏面をご覧下さい。

- 2** 代替資材を製造するための設備投資に対して、令和5年度補正予算・令和6年度予算で計上した「みどりハード事業」※の支援(1/2以内)を受けることができます。

※みどりの食料システム戦略推進交付金のうち「持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策」の「環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策」

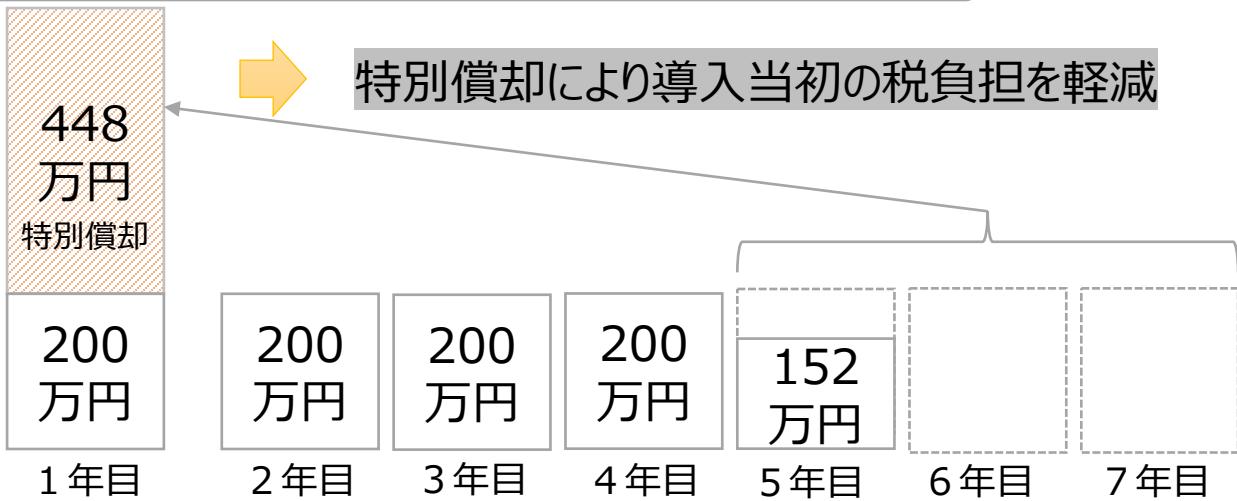
- 3** 環境に配慮した農林水産物等の流通・加工施設の取得等に対して日本政策金融公庫による「食品流通改善資金」の貸付※を受けることができます。

※中小企業に限ります。日本政策金融公庫による審査が必要となります。

特別償却のイメージ

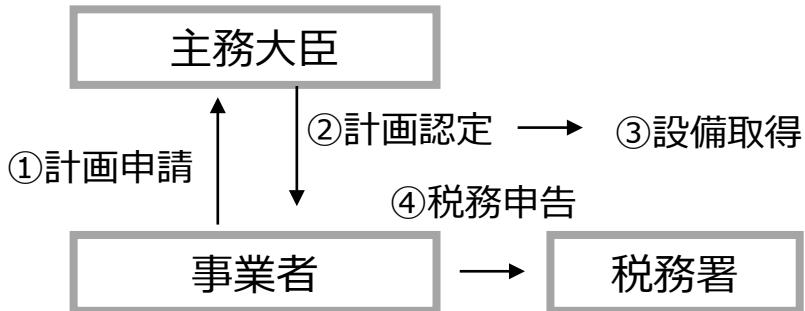
導入当初に、通常の償却額に一定額を上乗せして償却できます。
(設備：取得価額×32%、建物：取得価額×16%)

1400万円の設備（耐用年数7年）を導入した場合（例）



特別償却の手続き

- ①・② 農林水産大臣に基盤確立事業実施計画の認定を申請します。
- ③ 計画が認定されてから、同計画に基づき設備を導入※します。
※取得し、事業の用に供することをいいます。
- ④ 納税書類に「償却限度額の計算に関する明細書」を添付して税務申告します。



【お問い合わせ先】

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

03-6744-7186 (直通) midorihou_kankyo_bio@maff.go.jp

みどりの食料システム戦略についてはこちらをご覧下さい。

みどりの食料システム戦略

検索

